

# 福岡県公報

令和六年十二月六日  
第五百五十四号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第五十号・第五十一号)

- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則 (薬務課) ……………一
- 福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) ……………一〇

## 規則

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年十二月六日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第五十号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の制定に伴う関係規則の整備に関する規則

(福岡県大麻取締法施行細則の一部改正)

第一条 福岡県大麻取締法施行細則(昭和二十九年福岡県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則

第一条中「大麻取締法(」を「大麻草の栽培の規制に関する法律(」に、「大麻取

締法施行規則(昭和二十三年<sup>厚生</sup>省令第一号)を「大麻草の栽培の規制に関する法律<sup>農林</sup>(」に改める。

施行規則(令和六年厚生労働省令第四百十号)に改める。

第二条各号を次のように改める。

一 法第六条第三項の届出

大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届(様式第一号)

二 法第七条第三項の申請書

大麻草採取栽培者免許証再交付申請書(様式第二号)

三 法第七条第四項及び第五項の返納に係る届出

大麻草採取栽培者免許証返納届(様式第三号)

四 法第十一条ただし書の許可に係る申請書

大麻持出許可申請書(様式第四号)

五 法第十二条第一項及び第二項の届出

大麻廃棄届(様式第五号)

六 法第十二条の二第一項の届出

大麻事故届(様式第六号)

七 法第十二条の五第二項の届出

大麻譲渡届(様式第七号)

第三条を削り、第四条を第三条とし、様式第一号から様式第七号までを次のように改める。

## 様式第1号

## 大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届

免許証の番号		免許年月日	
変更すべき事項			
変更前			
変更後			
変更の事由 及びその年月日			
大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定により、上記のとおり免許証を添えて届け出ます。			
年 月 日			
住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）			
福岡県知事 殿			

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 住所地又は氏名（法人又は団体にあつては名称）の変更の場合、個人にあつては大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則第1条第1号に規定する書類を、法人又は団体にあつては同条第2号に規定する書類を、法人又は団体の業務を行う役員の変更の場合は同条第2号から第5号までに規定する書類を、栽培地の数、位置又は面積の変更の場合は同条第6号から第8号までに規定する書類を、業務上大麻を取り扱う事務所の位置の変更の場合は同条第11号に規定する書類を、栽培目的の変更の場合は同条第10号に規定する書類を、それぞれ添付すること。

## 様式第2号

## 大麻草採取栽培者免許証再交付申請書

免許証の番号		免許年月日	
再交付の事由 及びその年月日			
大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定により、上記のとおり申請します。			
年 月 日			
住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）			
福岡県知事 殿			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3号

大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号		免許年月日	
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>大麻草の栽培の規制に関する法律第7条（第4項・第5項）の規定により、上記のとおり免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）</p> <p>福岡県知事 殿</p>			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第4号

## 大麻持出許可申請書

免許証の番号		免許年月日	
持ち出そうとする 大麻の栽培地			
持ち出そうとする 大麻の品名及び数量	品名	数量	
持出先			
持出しの理由			
持出し年月日			
大麻草の栽培の規制に関する法律第11条ただし書の規定に基づく許可を受けたいので、 上記のとおり申請します。			
年 月 日			
住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）			
福岡県知事 殿			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号

大麻廃棄届

免許証の番号		免許年月日	
栽培地			
廃棄しようとする 大麻の品名及び数量	品名	数量	
廃棄の年月日			
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			

大麻草の栽培の規制に関する法律第12条（第1項・第2項）の規定により、上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）

福岡県知事 殿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 様式第6号

## 大麻事故届

免許証の番号		免許年月日	
免許証の種類			
事故が生じた 大 麻	品 名	数 量	
事故発生の 状 況			
大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の2第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。			
年 月 日			
住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）			
福岡県知事 殿			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号

大麻譲渡届

譲 渡 者	免許証の番号			
	氏 名 (法人又は団体にあつては、名称)			
	免許の失効年月日			
譲 受 者	大麻草栽培者	免許証の番号		
		免許の種類		
		住 所 (法人又は団体にあつては、 主たる事務所の所在地)		
		氏 名 (法人又は団体にあつては、名称)		
	麻薬研究施設の設置者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬研究施設	所在地	
			名 称	
		麻薬研究者	免許証の番号	
			氏 名	
譲 渡 年 月 日				
譲 渡 し た 大 麻	品 名	数 量	備 考	
<p>大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の5第2項の規定により、上記のとおり届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>続柄</p> <p>氏名（法人又は団体にあつては、名称及び役員の氏名）</p> <p>福岡県知事 殿</p>				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。





第百一十号の様式による「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内（沖縄県を除く。）のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は 納付していただきたい」と「納付していただきたい。納付場所は納付書の裏面に記載しています」及び「10%加重分」と「10%追加分」となる。

第百一十号の様式の三十三「納入（付）書」と「納付書」と「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内（沖縄県を除く。）のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入（付）」と「納付」と「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」と「納付場所は納付書の裏面に記載してあります。」

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」  
 第百一十号の様式の三十四「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内（沖縄県を除く。）のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に」と「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」と「納入（付）場所は納入（付）書の裏面に記載してあります。」  
 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入（付）書を送付します。」

第百一十号の様式の三十五「納入（付）書」と「納入書」と「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、九州内（沖縄県を除く。）のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は福岡県内の県税事務所に納入（付）」と「納入」と「延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納付書を送付します。」と「納入場所は納入書の裏面に記載してあります。」

延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入書を送付します。」  
 第百一十号の様式の三十六

特別徴収される県 市町村民税額	特別徴収される県 市町村民税等の額
--------------------	----------------------

「県市町村民税額」と「県市町村民税等の額」と「特別徴収」と「特別徴収」並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条第1項の規定」と「市町村民税に相当する金額を」と「市町村民税並びに森林環境税に相当する金額を」と「その他の規定」と「その他の法令の規定」となる。  
 第六十一号の百九様式中欄のイによる。

1 国税徴収法第89条の3第3項の規定の例により、換価同意行政機関等、滞納者、行政機関等に通知する場合（同法第89条の4の規定により、換価を続行する場合を除く。）に使用すること。

第六十一号の百十様式の三十三「換価同意行政機関等、滞納者及び」と「滞納者及び特定参加差押不動産につき」と「ため」と「場合で、同法第89条の4の規定の例により、換価を続行する場合」となる。

第六十七号の様式

県民税均等割を納める人	森林環境税を納める人	うち森林環境税を納める人
-------------	------------	--------------

第六十七号様式を次のように改める。



(裏)

2 滞納繰越分

区 分	令和5年度以前分			令和6年度以後分			
	㉗ 県民税・市町村 民税の合算額	㉘ 県民税の額 (㉗×㉘)	市町村民税の額	㉙ 県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	㉚ 県民税の額 (㉙×㉚)	市町村民税の額	㉛ 森林環境税の額 (㉙×㉛)
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			円			
② 前年6月1日から本年5月31日ま での間における調定減少額							
③ 差引調定額(①-②)		円	円		円	円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日ま での間における収入額							
⑤ 還付未済額							
⑥ 上欄の期間における欠損額							
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④+⑤)-⑥	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)
繰越 額の 内訳	徴収猶予の額						摘要
	滞納処分執行停止の額						
	その他						
前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融 機関等への県民税の払込済税額	(h)		円	前年6月1日から本年5月31日までの間におけ る指定金融機関等への県民税の払込済税額	(i)		円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額	㉘(㉙)-(h)		円	収入額のうち指定金融機関等への県民税の 払込未済額	㉚(㉙)-(i)		円

区 分	令和5年度以前及び令和6年度以後分の合計			
	県民税・市町村民税・ 森林環境税の合算額	県民税の額	市町村民税の額	森林環境税の額
① 前年6月1日現在の滞納繰越分 調定額	円			
② 前年6月1日から本年5月31日ま での間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日ま での間における収入額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 上欄の期間における欠損額				
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③-(④+⑤)-⑥	(j)	(k)	(l)	(m)
繰越 額の 内訳	徴収猶予の額		摘要	
	滞納処分執行停止の額			
	その他			
前年6月1日から本年5月31日までの間における指定金融 機関等への県民税の払込済税額				円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額				円

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に 該当するもの		法第15条の7第5項に 該当するもの		法第18条第1項に該当するもの うち滞納処分の執行停止期間中に5 年の時効到来により消滅したもの			
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	県民税の額
件	円	件	円	件	円	件	円

3 翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税 ・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税
現年課税分	(㉗) 円(㉘)	円(㉘)	円(㉙)	円(㉛)
滞納繰越分	(a)	(b)	(c)	(d)
合計				

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第67号様式その2 (第35条関係)  
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号

市 町 長 御  
村

法人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年度 現年課税分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

(A) 本年3月31日現在の県民税按分率 (県・市町村)	%
(B) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国)	%
(C) 本年3月31日現在の森林環境税按分率 (県・市町村・国)	%

区 分	令和6年度以後分			
	㉚ 県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	㉛ 県民税の額 (㉚×㉜)	市町村民税の額	森林環境税の額 (㉚×㉝)
① 本年3月31日現在の調定額	円			
② 本年4月1日から同年5月31日までの間における調定減少額				
③ 差引調定額(①-②)		円	円	円
④ 本年度中の収入済額				
⑤ 還付未済額				
⑥ 本年度中の欠損額				
翌年度へ繰り越される額 ③- (④-⑤)-⑥	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
繰越額の 内訳	徴収猶予の額		摘要	
	滞納処分執行停止の額			
	その他			
本年度中の指定金融機関等への県民税の払込済額		(ホ)		円
収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込未済額		④① - (ホ)		円

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県民税の額
件	円

翌年度へ繰り越される額の合計

区分	県民税・市町村民税・森林環境税の合算額	県民税額	市町村民税額	森林環境税額
現年課税分	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円
滞納繰越分	(j)	(k)	(l)	(m)
合計				

- 注 1 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。  
2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3 (第35条関係)
(滞納繰越分3月決算市町村用)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 日

市
町 長
村



法人番号

年度 滞納繰越分個人県民税及び森林環境税の滞納状況報告書

Summary table with 3 rows: (A) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村) %, (B) 本年3月31日現在の県民税按分率(県・市町村・国) %, (C) 本年3月31日現在の森林環境税按分率(県・市町村・国) %

Main calculation table with columns for '令和5年度以前分' and '令和6年度以後分'. Rows include '滞納繰越分当初調定額', '前年4月1日から本年3月31日までの間における調定減少額', '差引調定額', '本年度中の収入済額', '還付未済額', '上欄の期間における欠損額', and '収入額のうち指定金融機関等への県民税の払込済税額'.

Summary table titled '令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計'. It aggregates the data from the main table into a single set of columns for '令和5年度以前分及び令和6年度以後分の合計'.

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

Table showing the breakdown of non-payment losses for delinquent county resident tax, categorized by article (15-4, 15-5, 18-1) and amount.

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること。

第七十号様式及び第七十一号様式を次のように改める。

第70号様式その1 (第36条の2関係)

(表)

福岡県

県税事務所長 殿

第 年 月 日

市  
町長  
村

印

法人番号

年度 現年課税滞納繰越 分の個人県民税及び森林環境税に係る調定収入状況等報告書  
( 年 月収入 ・ 年 月払込分)

払込日付

調定額 (県民税及び市町村民税の合算額)				
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計
		調定額	減 額	
普 通 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			①
退職所得の分離課税に係る分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			②
分離課税分の県民税額		円	調定額計 (③=①+②)	
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額	
	過少申告加算金	件 円	件	円
	不申告加算金			
	重加算金			

調定額 (県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)				
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計
		調定額	減 額	
普 通 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			④
退職所得の分離課税に係る分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			⑤
分離課税分の県民税額		円	調定額計 (⑥=④+⑤)	
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額	
	過少申告加算金	件 円	件	円
	不申告加算金			
	重加算金			

調定額 (県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)				
区分	前月までの 通計	本 月 分		差引通計
		調定額	減 額	
普 通 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			
退職所得の分離課税に係る分	件数	( )	( )	
	税額			
特 別 徴 収 分	件数	( )	( )	
	税額			
計	件数	( )	( )	
	税額			
分離課税分の県民税額		円	調定額計	
各種加算金	加算金の種類	調定額	不納欠損額	
	過少申告加算金	件 円	件	円
	不申告加算金			
	重加算金			

(裏)

	収入済額						収入率 (⑪/③) (⑪/⑥)
	(令和5年度以前分:県民税及び市町村民税の合算額、令和6年度以後分:県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額)						
	前月までの通計 (⑦)	本月分収入額 (⑧)	県民税・市町村民税・ 森林環境税の還付額 (⑩)	県民税・市町村民税・ 森林環境税のその他 の増減額(⑩)	差引通計 (⑪=⑦+⑧-⑩)	収入未済額 (③-⑪) (⑥-⑪)	
令和5年度以前分	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
令和6年度以後分							
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

県民税	払い込むべき税額		払込額			
	県民税払込 按分率(⑫)	払い込むべき税額 (⑬=⑩×⑫)	前月までの 払込額通計(⑭)	本月分の払込額 (⑮)	払込額通計 (⑯=⑭+⑮)	差引払込み過不足額 (⑰-⑯)
令和5年度以前分	※県・市町村の払込按分率	( )	( )	( )	( )	
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込按分率					
合計		( )	( )	( )	( )	

森林環境税	払い込むべき税額						
	森林環境税 払込按分率(⑲)	払い込み予定税額 (⑳=⑱×⑲)	⑳以外の還付等の額 (㉑)	還付等の額の通計 (㉒=㉑の通計)	㉒以外の返納等の額 (㉓)	返納等の額の通計 (㉔=㉓の通計)	払い込むべき税額 (㉕=㉒-㉓+㉔)
令和6年度以後分	※県・市町村・国の払込按分率						

- 注 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別集で提出すること。  
 2 現年課税分の測定件数を記載する場合は、県民税に係る件数のみを記載すること。また、新規に課税した人員のみを記載し、括弧には納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。  
 3 収入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧に内数を記載すること。  
 4 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。  
 5 その他の増減額は、年度、科目の誤りによる更正、誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。  
 6 各種加算金については、県民税及び市町村民税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、規則第70号様式その2を使用すること。  
 7 不納欠損額(各加算金も含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県民税、市町村民税及び森林環境税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。  
 8 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。



(裏)

区分	県民税払込按分率 (県・市町村) (9)	払い込むべき 金額 (10)=(4)×(9)	前月までの払込金 額通計(11)	本月分払込金額 (12)	払込金額通計 (13)=(11)+(12)	払込未済額 (10)-(13)
延滞金	%	( )円	( )円	( )円	( )円	円
過少申告加算金		( )	( )	( )	( )	
不申告加算金		( )	( )	( )	( )	
重加算金		( )	( )	( )	( )	

区分	県民税払込按分率 (県・市町村・国) (14)	払い込むべき 金額 (15)=(8)×(14)	前月までの払込金 額通計(16)	本月分払込金額 (17)	払込金額通計 (18)=(16)+(17)	払込未済額 (15)-(18)
延滞金	%	円	円	円	円	円
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						

区分	県民税払込按分率	払い込むべき金額	前月までの払込金 額通計	本月分払込金額	払込金額通計	払込未済額
延滞金		( )円	( )円	( )円	( )円	円
過少申告加算金		( )	( )	( )	( )	
不申告加算金		( )	( )	( )	( )	
重加算金		( )	( )	( )	( )	

区分	按分率(19)	払い込み予定金額 (20)=(8)×(19)	⑦以外の還付等 の額(21)	還付等の額 の通計 (22)=(21)の通計	その他の返納等 の額(23)	返納等の額の通計 (24)=(23)の通計	払い込むべき金額 (25)=(20)-(22)+(24)
延滞金	%	円	円	円	円	円	円
			前月までの払込金 額通計(26)	本月分払込金額 (27)	払込金額通計 (28)=(26)+(27)	払込未済額 (25)-(28)	
			円	円	円	円	

- 注 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。  
 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分の令和5年度以前分又は令和6年度以後分の欄に、それぞれ総額を記載すること。  
 3 収入済額、県民税の払い込むべき税額及び払込金額を記載する場合は、平成18年度以前課税分については令和5年度以前分の欄の括弧に内数を記載すること。  
 4 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

第71号様式(第37条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

第 年 月 号 日

市 町 長 村



年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書 ( 分 ) ( 月から 月までの分 )

区 分	基 数	徴 収 取 扱 費 額		
普通徴収に係る納税通知書の数		件①		
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数		件②		
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数		件③		
①+②+③	(A)	件④=(A)×60円		
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関等に払込済みの金額	(B)	円⑤=(B)×7%		
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定により還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C)	円⑥=(C)の計		
地方税法第17条の4の規定により還付した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	(D)	円⑦=(D)の計		
地方税法第321条第2項の規定により交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E)	円⑧=(E)の計		
賦課決定された納税義務者数	(F)	人⑨=(F)×3,000円		
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税義務者数(過年度交付済額)	(G)	人⑩=(G)×3,000円		
差引納税義務者数⑨-⑩		人⑪=⑨-⑩		
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定により還付した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額	(H)	円⑫=(H)		
合計④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円		
上記(A)~(H)の内訳((G)を除く)	報告次の県民税払込按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税払込按分率」という。) % 報告次の県民税払込按分率(県・市町村) % (注) 指定都市については、退職分離課税以外分を記載すること。 報告次の県民税払込按分率(退職分離課税分) % (注) 指定都市のみ記載すること。			
区 分	月 分	月 分	月 分	計
納税通知書の数及び県民税の払込済みの額	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(A) ( 件 ) 円 (B) 円
過誤納金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(C) ( 件 ) 円
還付加算金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(D) ( 件 ) 円
前納報奨金	( 件 ) 円	( 件 ) 円	( 件 ) 円	(E) ( 件 ) 円
納税義務者数	人	人	人	(F) 人
還付した額	円	円	円	(H) 円

注1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。

2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。

4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。

当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記の按分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×按分率)を含めて記載する。

第1次分 県民税確定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税確定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税確定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第2～第4次分 県民税特定按分率(県・市町村・国)(以下、単に「県民税特定按分率」という。)

ただし、(C)欄及び(D)欄について、令和5年度以前分に係るものは県民税特定按分率(県・市町村)を用いること。

また、複数の按分率が混在する場合は、(C)欄及び(D)欄の基数は2行に分けて記載し、⑥欄及び⑦欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

なお、地方自治法第252条の19第1項の市(指定都市)については、退職分離課税に下記の按分率を用いること。

また、退職分離課税以外分があり複数の按分率が混在する場合は、(C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は複数行に分けて記載し、⑥欄、⑦欄及び⑧欄の徴収取扱費額は各々その合算額を記載する。

第1次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

第2～第4次分(退職分離課税分) 退職分離課税に係る前年度県民税確定按分率

5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。

第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a

第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b

第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c

第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)

第2～第4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。

各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

6 ⑩欄は、第1次分でのみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。

7 内訳欄の括弧内は、それぞれの件数を記載すること。

8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

第九十二号様式を次のように改める。

第92号様式(第58条関係)

				登録番号	
年 月 日		年 月分ゴルフ場利用税納入申告書			
福岡県 県税事務所長 殿					
個人番号又は法人番号(右詰で記載)					
特別徴収義務者	住所又は所在地 〒 TEL	氏名又は名称及び代表者  (担当者氏名及び連絡先)  TEL			
	所在地 〒 TEL	名称			
区 分		利用人員	等級	税率	税 額
等級変更なし又は変更前	一 般				
	軽減	特定競技			
		早朝・薄暮			
	小 計				
	期 間		日 ~ 日	営業日数	日
等級変更後	一 般				
	軽減	特定競技			
		早朝・薄暮			
	小 計				
	期 間		日 ~ 日	営業日数	日
非課税	18歳未満				
	70歳以上				
	障がい者				
	国民スポーツ大会				
	学 生 等				
	国際競技大会				
	小 計				
免課除税	県民スポーツ大会				
	ねんりん大会				
合 計					
摘要			不申告加算金		

第百十二号様式その一中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、「5月30日」を「自動車税種別割納期限の前日」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「申告・報告義務者 以外に当該申告に 関わる者」に改める。

第百十二号様式その二中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、「5月30日」を「自動車税種別割納期限の前日」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「申告・報告義務者 以外に当該申告に 関わる者」に改める。

第百十二号様式その三中  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

第百十二号様式その四中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

第百十三号様式その一中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、「5月30日」を「自動車税種別割納期限の前日」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

第百十三号様式その二中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

第百十三号様式その三中  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

第百十三号様式その四中「4. 様」を削り、  
 「化特例 グリーン」を「グリーン 化特例」に、  
 「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」を「関わる者 以外に当該申告に 申告・報告義務者」に改める。

**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第七十二条の二及び第十号の十五様式の改正規定 令和七年一月一日  
 二 第三号様式その八、第十七号の三様式その一、第二十七号様式その三、第二十七号様式その八及び第二十七号様式その九の改正規定 令和七年四月一日  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。